

財務諸表

■中間貸借対照表

(単位:百万円、%)

	第85期中 (平成17年9月30日)		第86期中 (平成18年9月30日)	
	金額	構成比	金額	構成比
(資産の部)				
現金預け金 ^{*8}	22,190	2.84	24,738	3.12
コールローン	54,954	7.03	42,852	5.41
買入金銭債権	35	0.00	39	0.01
金銭の信託	519	0.07	—	—
有価証券 ^{*1・8}	184,222	23.58	197,361	24.92
貸出金 ^{*2・3・4・5・6・7・9}	506,809	64.86	512,614	64.73
外国為替	112	0.01	204	0.03
その他資産 ^{*8}	2,999	0.38	3,860	0.49
動産不動産	9,693	1.24	—	—
有形固定資産 ^{*10・11・13}	—	—	9,370	1.18
無形固定資産	—	—	75	0.01
繰延税金資産	2,011	0.26	2,799	0.35
支払承諾見返	5,391	0.69	5,065	0.64
貸倒引当金	△7,518	△0.96	△7,046	△0.89
資産の部合計	781,420	100.00	791,936	100.00
(負債の部)				
預金	728,892	93.28	727,754	91.90
譲渡性預金	10,270	1.31	23,240	2.93
借入金 ^{*12}	6,228	0.80	6,225	0.79
外国為替	0	0.00	2	0.00
その他負債	2,409	0.31	2,488	0.31
賞与引当金	310	0.04	305	0.04
退職給付引当金	871	0.11	889	0.11
再評価に係る繰延税金負債 ^{*13}	1,181	0.15	1,322	0.17
支払承諾	5,391	0.69	5,065	0.64
負債の部合計	755,556	96.69	767,292	96.89

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位:百万円、%)

	第85期中 (平成17年9月30日)		第86期中 (平成18年9月30日)	
	金額	構成比	金額	構成比
(資本の部)				
資本金	7,485	0.96	—	—
資本剰余金	5,875	0.75	—	—
資本準備金	5,875	—	—	—
利益剰余金	7,089	0.91	—	—
利益準備金	1,609	—	—	—
任意積立金	4,357	—	—	—
中間未処分利益	1,121	—	—	—
土地再評価差額金	1,743	0.22	—	—
その他有価証券評価差額金	3,703	0.47	—	—
自己株式	△32	△0.00	—	—
資本の部合計	25,863	3.31	—	—
負債及び資本の部合計	781,420	100.00	—	—
(純資産の部)				
資本金	—	—	7,485	0.95
資本剰余金	—	—	5,875	0.74
資本準備金	—	—	5,875	—
利益剰余金	—	—	7,741	0.98
利益準備金	—	—	1,609	—
その他利益剰余金	—	—	6,131	—
別途積立金	—	—	5,331	—
退職給与積立金	—	—	25	—
繰越利益剰余金	—	—	773	—
自己株式	—	—	△40	△0.01
株主資本合計	—	—	21,061	2.66
その他有価証券評価差額金	—	—	1,978	0.25
繰延ヘッジ損益	—	—	0	0.00
土地再評価差額金 ^{*13}	—	—	1,602	0.20
評価・換算差額等合計	—	—	3,582	0.45
純資産の部合計	—	—	24,643	3.11
負債及び純資産の部合計	—	—	791,936	100.00

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

財務諸表

■中間損益計算書

(単位:百万円、%)

	第85期中 (平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)		第86期中 (平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)	
	金額	百分比	金額	百分比
経常収益	9,104	100.00	9,982	100.00
資金運用収益	7,582		7,788	
(うち貸出金利息)	(6,122)		(6,022)	
(うち有価証券利息配当金)	(1,371)		(1,408)	
役務取引等収益	1,329		1,236	
その他業務収益	14		742	
その他経常収益	177		215	
経常費用	7,858	86.32	9,208	92.25
資金調達費用	492		909	
(うち預金利息)	(105)		(346)	
役務取引等費用	869		876	
その他業務費用	50		230	
営業経費 ※1	6,195		6,233	
その他経常費用 ※2	250		958	
経常利益	1,245	13.68	773	7.75
特別利益 ※3	191	2.10	16	0.16
特別損失 ※4	7	0.09	49	0.50
税引前中間純利益	1,428	15.69	740	7.41
法人税、住民税及び事業税	575	6.33	211	2.12
法人税等調整額	24	0.27	103	1.03
中間純利益	828	9.09	425	4.26
前期繰越利益	293		—	
中間配当額	—		—	
中間未処分利益	1,121		—	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

■中間株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株 主 資 本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				自己株式	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
				別途積立金	退職給与積立金	繰越利益剰余金		
平成18年3月31日残高	7,485	5,875	1,609	4,331	25	1,547	△35	20,839
中間会計期間中の変動額								
剰余金の配当 ^(注)						△189		△189
利益処分による役員賞与 ^(注)						△10		△10
別途積立金の積立 ^(注)				1,000		△1,000		—
中間純利益						425		425
自己株式の取得							△4	△4
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)								
中間会計期間中の変動額合計	—	—	—	1,000	—	△774	△4	221
平成18年9月30日残高	7,485	5,875	1,609	5,331	25	773	△40	21,061

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高	2,792	—	1,602	4,394	25,234
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当 ^(注)					△189
利益処分による役員賞与 ^(注)					△10
別途積立金の積立 ^(注)					—
中間純利益					425
自己株式の取得					△4
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)	△813	0		△812	△812
中間会計期間中の変動額合計	△813	0	—	△812	△590
平成18年9月30日残高	1,978	0	1,602	3,582	24,643

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

■財務諸表

第85期中及び第86期中の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

銀行法第20条第1項の規定により作成した書類については、会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けております。

財務諸表

■財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産
有形固定資産は、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 2年～50年
動産 2年～20年
(2) 無形固定資産
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,855百万円であります。
- (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理
なお、会計基準変更時差異（2,385百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成11年1月22日））注14により、金利スワップ取引に係る金銭の受払の純額等を当該資産等に係る利息に加減して処理しております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

■中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）を当中間会計期間から適用しております。

当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は24,642百万円であります。

なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。

（自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準）

「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準第1号平成14年2月21日）及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日）が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。

■表示方法の変更

「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始される事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から以下のとおり表示を変更しております。

（中間貸借対照表関係）

- (1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」、「退職給付積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。
- (2) 繰延ヘッジ損失として「その他資産」、繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。

■注記事項

（中間貸借対照表関係）

- ※1. 関係会社の株式（及び出資額）総額 54百万円
- ※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,236百万円、延滞債権額は23,646百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続し

ていることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- ※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は181百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- ※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,922百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は30,987百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- ※6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は1,000百万円であります。

- ※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,157百万円であります。

- ※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
日本銀行共通担保、為替決済、公金事務等の取引の担保として、有価証券46,458百万円及び現金預け金21百万円を差し入れております。

- また、その他資産のうち敷金保証金は403百万円であります。
※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、114,935百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が114,235百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- ※10. 有形固定資産の減価償却累計額 4,359百万円

- ※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 342百万円
（当中間会計期間圧縮記帳額 100百万円）

- ※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,100百万円が含まれております。

- ※13. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出してあります。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合

計額との差額 2,651百万円

（中間損益計算書関係）

- ※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。

建物・動産 202百万円
その他 1百万円

- ※2 その他経常経費には、貸倒引当金繰入額856百万円、貸出金償却35百万円、債権売却損失35百万円及び株式等償却23百万円を含んでおります。

- ※3 特別利益は、償却債権取立益16百万円であります。

- ※4 特別損失は、固定資産処分損49百万円であります。

（中間株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項 （単位:千株）

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	12	1	—	13	(注)
合計	12	1	—	13	

(注) 当中間会計期間における増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

（リース取引関係）

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び当中間会計期間末残高相当額

	動産	その他	合計
取得価額相当額	372百万円	296百万円	669百万円
減価償却累計額相当額	268百万円	238百万円	506百万円
当中間会計期間末残高相当額	104百万円	58百万円	162百万円

- ・未経過リース料当中間会計期間末残高相当額

	1年内	1年超	合計
未経過リース料	90百万円	81百万円	171百万円

- ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	56百万円
減価償却費相当額	51百万円
支払利息相当額	2百万円

- ・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- ・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

	1年内	1年超	合計
未経過リース料	15百万円	0百万円	15百万円

（有価証券関係）

- 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
当中間会計期間末（平成18年9月30日現在）
該当ありません。